

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	那珂湊地区地域水産業再生委員会
代表者名	委員長 大内 清一

再生委員会の構成員	那珂湊漁業協同組合、ひたちなか市
オブザーバー	茨城県漁政課、茨城県水産試験場 茨城沿海地区漁業協同組合連合会

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	ひたちなか市那珂湊地区 沖合底びき網漁業(1)、小型機船底びき網漁業(5)、船びき網漁業(5) 固定式さし網漁業(5)、曳き釣り漁業(28) 採介藻漁業(11)
-------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

ひたちなか市那珂湊地区は、茨城県沿岸部のほぼ中央にあり、沖合に黒潮・親潮が交錯した豊かな漁場を持ち、ヒラメ、タイを中心にヤリイカ、アンコウなど多様な水産物の水揚げがあります。

漁業勢力としては、20トン未満の沿岸小型船漁業が大半を占めており、底びき、さし網、釣り、たこ樽流し、磯根漁業など、多様な漁業が営まれております。また、那珂湊漁港はカツオ・サンマの水揚げ地であり、かつお一本釣り漁船やさんま棒受け網漁船等の廻船誘致にも地域を揚げて積極的に取り組んでおります。

しかし、漁獲量の減少、魚価の低迷、さらには燃油価格の上昇など、当地域の水産業は厳しい状況にあり、漁業者の人数も高齢化や後継者不足により、年々減少しております。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の地震・津波により、漁船や共同利用施設に被害が出たほか、福島第一原発事故による放射性物質の影響で、風評被害による魚価の低迷が続いています。

(2) その他の関連する現状等

○地域との連携

那珂湊地区は、水産業が基幹産業の街であり、県内外から新鮮な魚介類を求めてくる方も多く、市場や食事処などの多い土地柄であることから、水産業を活用した誘客は、地域の活性化に大きく影響します。そのため、小売業及び飲食業と密接に連携し水産業を発展させることが、地域発展のための大きな役割となっております。現在も漁協女性部による加工場での水産加工品の販売や、市内産業祭や姉妹都市である栃木県那須塩原市等の行事で魚食普及を積極的に進めることで、水産業の振興を図っております。

○魚食普及・認知度向上活動

女性部が市内の給食センターにサンマのつみれの提供をし、学校給食を通じ魚食の普及に努めています。また、市主催の産業祭において、女性部等が市外・県外からの観光客に対し、サンマつみれや干物等の水産加工品を販売することにより、水産物の生産地・観光地として認知度向上やイメ

ージアップを通じた地域の振興に貢献しております。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

【収入向上の取組み】

①6次産業化による魚価の向上

本地区は多種多様な漁業が営まれており、水揚物の中には今現在価値の無いホシザメ等の未利用魚が多数含まれています。また、地元住民が地元で水揚される水産物を購入し難いという事実もあります。そのため、漁協および女性部は加工直売所において、これらの未利用魚を利用して新たな特産品として売り出す等、一層の誘客を図り、また、観光業・飲食業との連携を図りながら、水揚げ直後のシラス等、水揚地にしかできない付加価値をつけて提供していくことにより、魚価の向上を図ります。

なお、これからの取組みのため、観光業・飲食業との連携を図ります。

②鮮度管理技術等による水揚物の高付加価値化

漁協は釣り物のヒラメを、活魚場を利用して一時畜養の上、県外の市場に出荷しています。しかし、現在の集荷・畜養方法では活ヒラメを主とする活魚の活性の維持に懸案があり、那珂湊産ヒラメの評価を上げることが課題となっています。そのため、那珂湊に水揚げされるヒラメを主とした活魚の効率的な水揚作業や畜養方法、また出荷方法を検討し、更なる鮮度向上を図り魚価の向上を目指します。

また、那珂湊地区では通常、産地市場でセリによって仲買人が水揚げ物を買取る委託販売を実施していますが、水揚げ物が多く処理能力を超えた場合は、値崩れし安価になることが頻繁にあり、魚価の安定・向上が課題となっています。そこで魚価の安定・向上を図るため、仲買人と調整の上、水揚げ物の一部を共同出荷に取り組むほか、大手スーパー等との直接取引を開始します。

③地先資源の管理

漁協および漁業者全員は、限りある水産資源を持続させるため、(一財)茨城県栽培協会が生産したヒラメやアワビの種苗放流を積極的に行い、ヒラメの30センチ規制の順守、震災により資源が低迷しているアワビ漁業の自主規制の継続など、資源管理型の漁業に取り組めます。

さらに、将来にわたって安定したアワビの漁獲が得られるように、アワビの生息環境であり漁場でもある磯(藻場)を守るため、海藻が固定式さし網(建網)に絡まって脱落しないよう、建網の禁漁区の設定等に取り組めます。

④後継者育成

当地区の漁業者は、高齢化が進み漁業者の減少が顕著なため、新規就業者の確保を主体とした後継者の育成が急務となっています。そのため、外部からの参入を想定した、広報活動、住居および収入確保(副業)対策、技術指導体制の整備などを行う必要があります。その後技術習得が進んだ場合は、最終的には現在稼働している漁船(漁具・許可等を含む)を継承してもらい、後継者の確保や漁業者数の維持を図っていくべく、市および漁協は、後継者の育成・新規就業者の確保のための対策を進めていきます。

【コスト削減の取組み】

⑤燃油高騰対策として省エネ活動

漁業者および漁協は、燃油高騰対策として漁業経営セーフティネットへの加入を継続し、未加入者に対しては加入促進を図っていきます。また、燃油使用量の削減に向けた船底清掃、減速航行も引き続き実施していきます。

漁協は、漁業者が効率的かつ低コストにて船底清掃を行えるよう、現在 10 トン未満船しか上架出来ない施設の改良について検討していきます。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

ヒラメの資源管理（平成 7 年 1 月から茨城海区漁業調整委員会指示）：

小型魚の保護のため、全長 30cm 未満のヒラメの水揚げを規制している。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1 年目（平成 28 年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協および女性部は、加工直売所において、サンマつまれや干物等の水産加工品を引き続き行いながら、ホシザメやアカエイ等の未利用魚を利用した新たな商品開発に向けて、検討を行います。</p> <p>また女性部では試験的に釜揚げシラスの販売を開始するほか、漁協では、しらす曳き網の休日出漁について関係団体との協議を開始します。</p> <p>②漁協で行われているヒラメ活魚の共同出荷について、従来の計量作業においては、各自樽にヒラメを入れて計量の順番を待っており、酸素不足などにより鮮度の低下が見られます。これを解消するため、活魚畜養所に水槽を設置し、高品質にての出荷を開始します。</p> <p>また市および漁協は、従来の販売方法について仲買人組合と調整の上、水揚物の共同出荷や、スーパー等との直接取引について検討します。</p> <p>③プラン策定前に引き続き、漁業者全員が、県栽培漁業センターにおいて生産した、ヒラメ・アワビなどの種苗放流や小型魚・貝の保護を行います。</p> <p>また漁協は、磯の保護を図るための禁漁区の設定について、漁業者内での合意形成を進めていきます。</p> <p>④漁協および市は、後継者や新規就業者の育成・確保について、関係機関と連携の上、協議会を立ち上げ、その中で人材バンクの構築や、市の漁業体験の拡充、情報発信のあり方についての具体策を検討します。</p> <p>これらの取組により、基準年より 0.2%の収入向上を見込みます。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑤燃油高騰対策として、底びき網漁業者及び船びき網漁業者が、漁業経営セーフティネットへの加入を継続します。また、全漁業者が、燃油使用量の削減に向けた船底清掃・減速航行も引き続き実施します。</p> <p>また漁協は、上架施設の改良を検討するための参考とするために、近隣漁協の施設の調査を行います。</p> <p>これらの取組により、基準年よりコスト 5%の削減を見込みます。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>新規漁業就業者総合支援事業、漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業強化支援事業、漁村女性地域実践活動促進事業</p>

2年目(平成29年度)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協および女性部は、加工直売所において未利用魚を利用した商品について試作を行います。</p> <p>また、釜揚げシラスの販売を引き続き行いながら、水揚地ならではの新鮮度で商品が供給できる様、しらす曳き網の休日出漁を視野に、関係団体との調整を引き続き図っていきます。</p> <p>②漁協および漁業者は、ヒラメ活魚の出荷について、これまでの取り組みの検討と分析を行います。</p> <p>市および漁協は、販売方法については、検討を基として関係者の合意形成を目指します。合意が得られ次第、共同出荷やスーパー等との直接取引について調整を開始します。</p> <p>③漁業者全員が、水産試験場の知見を元に県栽培漁業センターにおいて生産した、ヒラメ・アワビなどの種苗放流や小型魚・貝の保護を継続します。</p> <p>また漁協は、磯の保護を図るために固定式さし網禁漁区の設定について、漁業者の合意形成を基に全員協議会等を開催し禁漁区の設定を行います。</p> <p>④漁協および市は後継者や新規就業者の育成・確保について、協議会の中で検討を基に現状の把握、分析を行い、人材バンクの構築等の取り組みを開始します。</p> <p>併せて、市及び漁協は、就業者の居住環境について、市の空き家対策や旧漁協事務所の有効活用と結び付けて検討を開始します。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.4%の収入向上を見込みます。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑤前年に引き続き、燃油高騰対策として、底びき網漁業者及び船びき網漁業者が漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、全漁業者が、燃油使用量の削減に向けた船底清掃、減速航行を実施します。</p> <p>また漁協は、上架施設の改良についてこれまでの調査結果を基に検討を行い、改良の是非を判断します。</p> <p>これらの取組により、基準年よりコスト5%の削減を見込みます。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>新規漁業就業者総合支援事業、漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業強化支援事業、漁村女性地域実践活動促進事業</p>

3年目(平成30年度)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①漁協および女性部は加工直売所において、未利用魚を利用した新商品について試験的に販売を開始し、購入者に対しアンケートを実施する等して、改良を検討します。</p> <p>また、釜揚げシラス販売を引き続き行いながら、関係団体との協議がまとまり次第、試験的にしらす曳き網の休日出漁を開始し、生シラス等の販売を行います。</p> <p>②漁協はヒラメ活魚の出荷について、これまでの検討を基にした鮮度管理方法等により、これまで難しかった名古屋市場への出荷等、新たな出荷先の検討に入ります。</p> <p>また一部魚種について、試験的に市場への共同出荷や大手スーパー等との直接</p>
---------------------	---

	<p>取引を開始します。</p> <p>③漁業者全員が、水産試験場の知見を元に県栽培漁業センターにおいて生産したヒラメ・アワビなどの種苗放流や小型魚・貝の保護を継続します。 また漁協は、磯の保護を図るために固定式さし網禁漁区の設定について、漁業者の合意形成を基に全員協議会等を開催し禁漁区の設定を行います。</p> <p>④漁協および市は、後継者や新規就業者の育成・確保について協議会での検討を基に、就業後の独立支援対策として、漁船や許可の第三承継に向けて調整を図ります。 市及び漁協は就業者の居住環境について、市の空き家対策や旧漁協事務所の有効活用と結び付けて整備を図ります。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.6%の収入向上を見込みます。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>⑤前年に引き続き、燃油高騰対策として、底びき網漁業者及び船びき網漁業者が漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、全漁業者が、燃油使用量の削減に向けた船底清掃、減速航行を実施します。 また漁協は、上架施設の改良について、検討の結果を受けて、随時改良に取り掛かります。 これらの取組により、基準年よりコスト5%の削減を見込みます。</p>
活用する支援措置等	<p>新規漁業就業者総合支援事業、漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業強化支援事業、漁村女性地域実践活動促進事業</p>

4年目(平成31年度)

漁業収入向上のための取組	<p>①漁協および女性部は加工直売所において、これまで開発した商品の新たな販路開拓に向けて、市内観光業や飲食業へのPR活動を展開していきます。 また、しらす曳き網の休日出漁を本格化させ、生シラスや釜揚げシラス等の商品を併せてPRしていきます。</p> <p>②漁協はヒラメ活漁について、名古屋市場への出荷を試験的に開始します。また一部魚種について、市場への共同出荷やスーパー等との直接取引を本格的に開始します。</p> <p>③漁業者全員が、水産試験場の知見を元に県栽培漁業センターにおいて生産したヒラメ・アワビなどの種苗放流や小型魚・貝の保護を継続します。 また漁協は、これまで実施した磯の保護を図るための禁漁区の設定の効果を検証するため追跡調査等を行います。</p> <p>④漁協および市は、後継者や新規就業者の育成・確保について、これまでの検討を基に具体策を改善しながら、これまで取り組みについて検討・分析を行います。 また市及び漁協は、就業後の独立・居住環境の整備についての取り組みを開始します。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.9%の収入向上を見込みます。</p>
--------------	---

漁業コスト削減のための取組	⑤前年に引き続き、燃油高騰対策として、底びき網漁業者及び船びき網漁業者が漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、全漁業者が、燃油使用量の削減に向けた船底清掃、減速航行を実施します。 これらの取組により、基準年よりコスト5%の削減を見込みます。
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業強化支援事業、漁村女性地域実践活動促進事業

5 年目(平成 32 年度)

漁業収入向上のための取組	①漁協および女性部は、これまで開発した商品を市内の観光業や飲食業への販売を開始します。また販路拡大に向けて、県外へのPR活動を展開します。 ②漁協は、ヒラメ活魚について魚価を見ながら、各地へ出荷できる体制を構築することに加え、将来的にヒラメ活魚以外の水揚物についても魚価を見ながら販売方法を替えられる体制作りに向けて検討に入ります。 また、市場への共同出荷やスーパー等との直接取引を継続します。 ③漁業者全員が、水産試験場の知見を元に県栽培漁業センターにおいて生産したヒラメ・アワビなどの種苗放流や小型魚・貝の保護を継続します。 また漁協は、磯資源の保護を図るための固定式さし網漁業の禁漁区設定の効果を明らかにし、更なる方策について検討します。 ④漁協および市は、後継者や新規就業者の育成・確保について、これまでの取り組みにより、後継者および就業者を輩出します。また、これまでの取り組みについて精査を加え改善策を見出します。 これらの取組により、基準年より1.2%の収入向上を見込みます。
漁業コスト削減のための取組	⑤前年に引き続き、燃油高騰対策として、底びき網漁業者及び船びき網漁業者が漁業経営セーフティネットへの加入を継続するとともに、全漁業者が、燃油使用量の削減に向けた船底清掃、減速航行を実施します。 これらの取組により、基準年よりコスト5%の削減を見込みます。
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業強化支援事業、漁村女性地域実践活動促進事業

(4) 関係機関との連携

行政(茨城県、県水産試験場)、関係機関(茨城沿海地区漁業協同組合連合会など)、水産加工業者、観光業者及びその団体と連携し、プランの実現に向けて推進する。
--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	%	基準年	平成	年度	: 漁業所得	千円
		目標年	平成	年度	: 漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁村女性地域実践活動促進事業	漁協女性部が新たな加工品の開発や販売促進に取り組むことで、所得向上を図る 新規漁業就業者の受け入れ態勢を検討・整備する。 燃油高騰によるコスト増に備え経費の抑制を図る。 上架場の改良によりコスト削減を図る。
新規漁業就業者総合支援事業	
漁業経営セーフティネット構築事業	
産地水産業強化支援事業	